

公 告

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、まさば及びごまさば太平洋系群、ずわいがに太平洋北部系群並びにまだら本州太平洋北部系群に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 7 年 6 月 30 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第 1 まさば及びごまさば太平洋系群（令和 7 年 7 月～令和 8 年 6 月）

- 1 都道府県漁獲可能量（漁業法（以下「法」という。）第 15 条第 1 項第 2 号関係）について、本県に定められた数量

現行水準

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
まさば及びごまさば漁業	現行水準

第 2 ずわいがに太平洋北部系群（令和 7 年 7 月～令和 8 年 6 月）

- 1 都道府県漁獲可能量（法第 15 条第 1 項第 2 号関係）について、本県に定められた数量

現行水準

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
ずわいがに漁業	現行水準

第 3 まだら本州太平洋北部系群（令和 7 年 7 月～令和 8 年 6 月）

- 1 都道府県漁獲可能量（法第 15 条第 1 項第 2 号関係）について、本県に定められた数量

試行水準

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
まだら漁業	試行水準